

北本市立学校における働き方改革基本方針

令和 7 年 7 月 2 4 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日

令和 7 年 7 月改定

北本市教育委員会

目 次

1	「北本市立学校における働き方改革基本方針」の改定に当たって	1
	（1）本市のこれまでの取組と改定の趣旨	
	（2）教職員の勤務実態の現状と前「基本方針」の評価・検証	
2	本「基本方針」の考え方	4
	（1）目的	
	（2）目標	
	（3）目標達成に向けた4つの視点	
	（4）フォローアップ	
	（5）今後の進め方	
3	目標達成に向けた4つの視点と具体的取組（詳細）	6
	（1）教職員の負担軽減と業務量削減の実現【重点】	
	○教育条件整備	
	○専門職員の配置	
	○業務の効率化の推進	
	○市教育委員会が主催する研修及び会議の見直しによる縮減	
	○学校への調査等の縮減の推進	
	○「埼玉県業務改善スタンダード(改定版)」の周知・活用と各学校における取組の推進	
	（2）教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立【重点】	
	○週休日の振替や休暇等を取りやすい職場環境の整備	
	○柔軟な働き方の推進	
	（3）教職員の健康を意識した働き方の推進	
	○教職員の健康管理の推進	
	○業務改善コーディネーターの育成	
	（4）保護者や地域の理解と連携の促進	
	○教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進	
	○「ふれあいデー」「学校閉庁日」等の設定の推進	
	○北本市立中学校部活動の地域移行（展開）等の推進	

1 「北本市立学校における働き方改革基本方針」の改定に当たって

(1) 本市のこれまでの取組と改定の趣旨

社会の急激な変化が進む中で、『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備が求められている。特に、教職員の負担軽減、ワーク・ライフ・バランスの改善、子供たちと向き合う時間の確保を図ることで教職員が心身ともに健康でありながら、教育の質の向上、効果的な教育活動を持続させ、働きがいのある職場環境を確立することが課題であると捉えている。

令和4年7月に策定した「北本市立学校における働き方改革基本方針」（以下、前「基本方針」）では、目標を「時間外在校等時間の月45時間以内、年360時間以内の教職員数の割合を100%にする」とし、目標達成に向けた4つの視点として「教職員の健康を意識した働き方の推進」「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」「教職員の負担軽減のための条件整備」「保護者や地域の理解と連携の促進」を定め、働き方改革を推進してきたところである。

教職員の時間外在校等時間の縮減に向けては、ＩＣカードを利用した客観的な方法による在校等時間の把握に努めるとともに、北本市教育委員会が主催する会議等の効率化、実施回数の削減や実施形態の変更、学校への調査の縮減及びアンケート等の一部Web回答化、教職員の負担軽減のための人的支援の拡充及び配置の工夫、校務支援システムの活用促進、学校閉庁日の設定及び追加や教職員が休暇等を取得しやすい環境の整備、コミュニティ・スクールの推進による地域の教育力の活用、「北本市の部活動の在り方に関する基本方針」等の適切な運用により、教職員の健康の維持・増進や負担軽減を図ってきたところである。

令和6年度までに「在校等時間の超過勤務の上限」については目標達成には至らなかったものの、労働時間や業務量等の「働きやすさ」の観点では、一定程度の改善が見られた。しかしながら、「働きがい」という観点での効果的な取組は明らかになっていないため、これまでの取組を評価・検証し、教職員一人一人に合った実効性ある基本方針への改定が必要となった。

埼玉県教育委員会では、これまでの取組の評価・検証を行い、令和7年4月に「学校における働き方改革基本方針」の改定を行った。北本市教育委員会では、国の指針及び改定された県の基本方針に基づく「北本市立学校における働き方改革基本方針」の改定（以下、本「基本方針」）により、教職員の働き方改革をより一層推進し、働き方改革の目的を「働き方改革の推進によって、北本っ子へのよりよい教育を実現する」とした。学校における働き方改革が、子供たちのための働き方改革であることを改めて明確にして、教職員の「働きがい」に着目し、教職員一人一人の「ウェルビーイング」の視点を加えながら、本市における学校教育の質の向上を図っていく。

(2) 教職員の勤務実態の現状と前「基本方針」の評価・検証

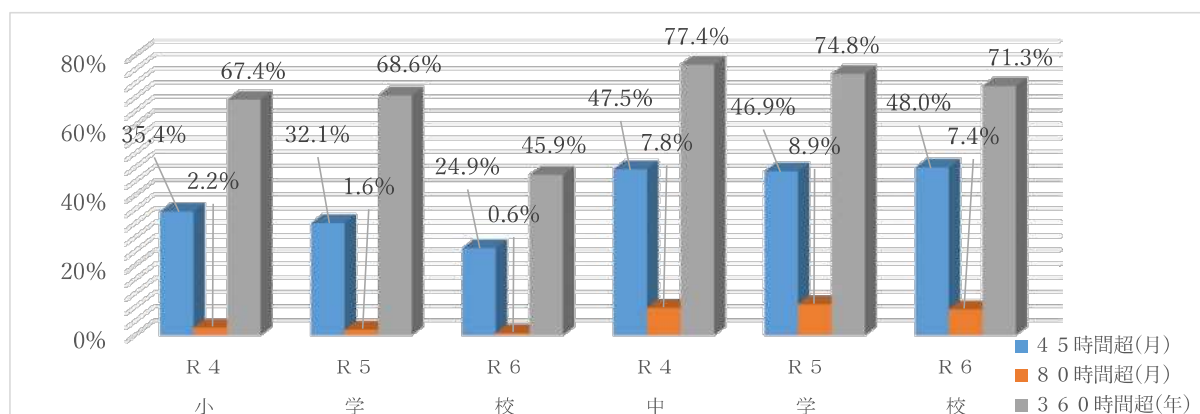
ア 教職員の勤務実態の現状

I Cカードを利用した勤怠管理システムにより把握した、教職員（県費及び市費）の休日を含む時間外在校等時間の状況

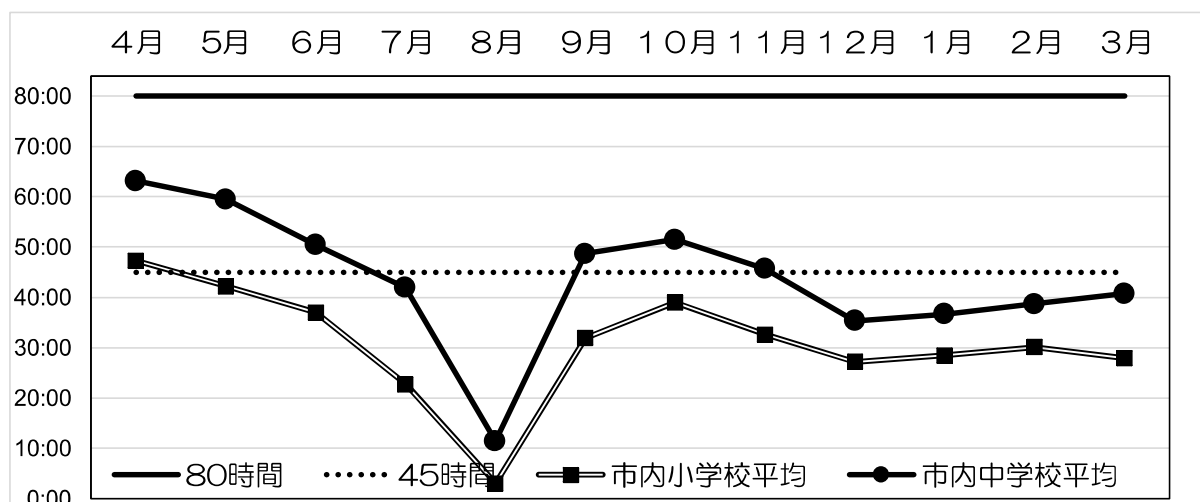
①時間外在校等時間（月平均）及び月毎の時間外在校等時間（年間）の割合

		時間外在校等時間	月毎の時間外在校等時間（年間）の割合		
校種	年度	1 か月あたり平均	4 5時間超(月)	8 0時間超(月)	3 6 0時間超(年)
小学校	R 4	3 6時間 2 0分	3 5. 4 %	2. 2 %	6 7. 4 %
	R 5	3 5時間 1 3分	3 2. 1 %	1. 6 %	6 8. 6 %
	R 6	3 0時間 4 7分	2 4. 9 %	0. 6 %	4 5. 9 %
中学校	R 4	4 4時間 1 3分	4 7. 5 %	7. 8 %	7 7. 4 %
	R 5	4 4時間 1 5分	4 6. 9 %	8. 9 %	7 4. 8 %
	R 6	4 3時間 3 8分	4 8. 0 %	7. 4 %	7 1. 3 %

②4 5時間超・8 0時間超／月と年3 6 0時間超の割合（令和4～6年度）



③月別の時間外在校等時間の推移（令和6年度のみ）



イ 前「基本方針」の評価・検証

令和4年度から令和6年度にかけて、前「基本方針」に基づいて学校・市教育委員会が日々の標準的な業務の負担軽減への対応等に取り組んできたところ、前述のア①【時間外在校等時間（月平均）及び月毎の時間外在校等時間（年間）の割合】の令和6年度の時間外在校等時間（1か月あたり平均）を見ると、小・中学校ともに月45時間を下回り、一定の成果は見られるものの、各月や各教職員によっては、目標（時間外在校等時間 月45時間以内、年360時間以内）を達成することができていない状況が見られた。

具体的に令和6年度においては、小学校で時間外在校等時間の月平均は30時間47分で、月毎の時間外在校等時間（年間）の割合は、約11.6%の教職員が45時間を超えていたが、80時間を超える教職員は約0.6%であった。中学校では、月平均43時間38分で、約48.0%が45時間を超えているものの、80時間を超える教職員は約7.4%であった。また、年間の時間外在校等時間が360時間超の割合は、小学校では45.9%、中学校では71.3%となっている。小学校では減少傾向、中学校では低調な減少傾向が見られた。

特に、中学校においては、部活動における顧問教員の負担を軽減する必要があることから、北本市部活動ガイドラインの徹底を図るとともに令和7年度から開始した拠点校部活動の拡充による効果に期待したい。併せて、学校部活動の実施主体を地域へ移行していく部活動地域（移行）展開をより一層推進し、学校関係者のみならず、地域の方々、学識経験者等との協議の場（北本市立部活動地域移行推進協議会）を適宜設け、本格始動のための準備を進めていく必要性が求められている。

さらに、ア③からは、小・中学校ともに年度当初（4・5月）・2学期中盤（9～11月）にかけて時間外在校等時間の平均値が上昇する傾向があり、例年と同様の推移であることが分かる。

それらのことから、市教育委員会としては、令和5年度から教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を全校に配置し、教員が本来の教育活動に専念できるよう、専門性を必要としない事務作業や雑務を代行してきた。しかしながら、これらの取組が目標達成に十分に連動していないことが課題の一つとなっている。学校全体・各学年で学校行事等の精選や運営体制等の見直しが必要な時期であると考えられる。

以上のような評価・検証結果を踏まえ、本「基本方針」における、目標達成に向けた具体的取組を策定する。

2 本「基本方針」の考え方

(1) 目的

働き方改革の推進によって、北本っ子へのよりよい教育を実現する。

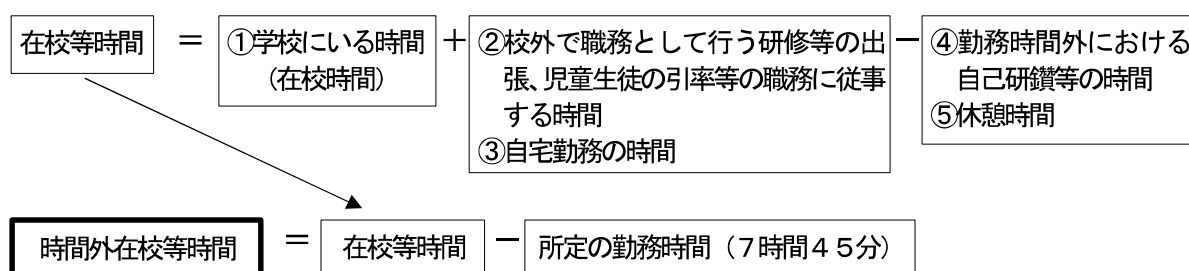
教職員が毎日健康で職務に当たること、児童生徒の健全な育成が図られ、教職員の負担軽減により、教員が授業やその準備をはじめとした専門性に基づく教育活動に専念することで、学校教育の質の維持・向上を図る必要があることは、前「基本方針」と変わりはない。

このため、本「基本方針」の目的を、前「基本方針」と同様、実効ある多忙化解消・負担軽減を進めるとともに、学校教育の質の向上を通して、全ての子どもたちへのよりよい教育の実現を目指すことを明確にして「働き方改革の推進によって、北本っ子へのよりよい教育の実現する」としている。

(2) 目標

時間外在校等時間 月45時間以内、年360時間以内の教職員数の割合を、令和9年度末までに100%にする。

【在校等時間、時間外在校等時間の考え方】



①学校に出勤で到着した時刻から、帰宅のために学校を出る時刻までの時間

②職務として行う研修とは、初任者研修等の法定研修のほか、県教育委員会・市教育委員会主催の研修等、職務命令により参加する各種研修が含まれる。ただし、職務専念義務を免除されて行う研修は、ここには含まれない。

児童生徒の引率等とは、校外学習や修学旅行等の引率業務、部活動等の競技大会・コンクール等への引率業務のほか、部活動の練習試合等への引率業務等も含まれる。このほか、家庭訪問、警察や児童相談所等の関係機関との打ち合わせ等が挙げられる。

③校長が教職員に対し当該教職員の自宅を勤務公署とみなして勤務を命ずるものを指し、市教育委員会が認める期間において、所定の手続きを経て適切に運用されたものを指す。

④自己研鑽等の時間とは、上司からの職務上の指示や児童生徒・保護者等からの直接的な要請等によるものではなく、日々の業務とは直接関連しない、業務外と整理すべきと考えられる時間を指している。また、所定の勤務時間の前後において、業務とはみなされない活動を行った時間も含まれる。

※県費負担教職員の勤務時間は「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」により定められている。また、勤務時間の割振りは、「北本市立小・中学校管理規則」により校長が行う。

※行政職員等（事務職員、学校栄養職員）については、労働基準法第36条に基づく協定（いわゆる36協定）により時間外労働の規制が適用される。

※自宅等に持ち帰って業務を行った時間については、在校等時間には含まれない。

※週休日や休日等の業務も、校務として行った時間については在校等時間に含まれる。

（３）目標達成に向けた４つの視点

ア 教職員の負担軽減と業務量削減の実現【重点】

イ 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立【重点】

ウ 教職員の健康を意識した働き方の推進

エ 保護者や地域の理解と連携の促進

教職員は、学習指導、生徒指導、進路指導、学年・学級経営、学校運営業務等の学校が担うべき業務のほか、その関連業務についても範囲が曖昧なまま行っている実態がある。これらの業務の中には、必ずしも教職員が担う必要のない業務も含まれている。

目標達成のためには、教職員の専門性を踏まえ、児童生徒に直接関わる教育活動に優先順位をつけて業務を削減することや、教職員の健康管理を意識した働き方や保護者や地域の理解・連携が不可欠である。このことから、前「基本方針」における目標達成に向けた視点の考え方は現在も変わらないものであり、本「基本方針」でも継続することとしている。

これまでの取組の評価・検証から、今後重点として取り組むべき内容を上記ア・イとしている。重点を含めた４つの視点を組み合わせ、県教育委員会・市教育委員会・学校が一体となり、総合的な対策を講じていくこととする。

（４）フォローアップ

ア 勤怠管理システムを使用した客観的な在校等時間の把握及び各個人への個票配付等（市教委作成）による各学校での教職員の健康管理等への活用

イ 「負担軽減検討委員会」からの意見聴取

ウ 学校での取組事例の紹介や情報交換

（５）今後の進め方

市教育委員会・学校においては、本「基本方針」に基づき、取組を進めていく。

学校の教育活動は、教職員の協働性によって成り立つため、学校が組織体としての機能を十分に発揮し教育力を高めるためには、チームとして力を発揮することが求められる。このチームワークづくりは、教職員相互のより良いコミュニケーションの上に、信頼

関係や協力関係を創り出す努力によって成り立つものであり、個々の教職員は、児童生徒の状況を共有し、保護者とも連携して日々の職務をチームとして行っている。そのため、例えば、諸会議や行事の運営は、チームワークづくりに必要な教職員相互のより良いコミュニケーションを創り出す機能も有していることから、チームワークづくりを進めるためには大切であり、学校の特性を踏まえ働き方改革を推進する上で単に削減のみに取り組むのではなく、その意義を踏まえた上での継続や見直しの視点について留意する。

また、「学校における働き方改革」が推進されることにより、教職員の勤務環境の改善が進むことから、その推進にあたっては、労働基準法をはじめとする関係法令の趣旨に基づいて市教育委員会・校長とも、教職員に対して丁寧な対応が重要なものとなる。

さらに、保護者や地域へ教職員の勤務時間についての理解を進めていくことも、併せて取組の推進には重要である。

なお、本「基本方針」の取組を進めるにあたり、優れた教職員を確保することや、資質の向上への方策についても、広い視野から取り組んでいく。

3 目標達成に向けた4つの視点と具体的取組（詳細）

（1）教職員の負担軽減と総業務量削減の実現【重点】

○教育条件整備

- ・各学校の教育課程編成・実施において、児童生徒や教職員の負担を考慮し、法令等に定められた年間授業時数を大幅に超えることのないよう各学校に働きかけていく。併せて、登下校の時間の変更を含む時間割の弾力的な編成や短時間を活用して行う指導の工夫等も積極的に検討するよう働きかけていく。
- ・段階的に「チーム担任制」を導入し、固定的な「学級担任制」から多様性を認め合う弾力的な「チーム担任制」の研究を推進する。また、小学校で、「教科担任制」を充実させ、教員の「個人としての指導力」と教師集団の「組織としての指導力」の向上を図り、児童生徒の多様性に対応していく。

○専門職員の配置

- ・多様な児童生徒や保護者の悩みへの対応のために、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を引き続き充実させていく。また、中学校において、さわやか相談室及び学習支援室の適切な運用と、さわやか相談員及び学習支援室講師の配置及び活用に取り組みを続けていく。
- ・教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）やICT支援員、学校図書館指導員等の適切な配置及び活用に取り組みを続けていく。

○業務の効率化の推進

- ・成績処理や指導要録等の事務処理に係る負担軽減のため、「校務支援システム」の活用を引き続き推進するとともに、より一層の業務の効率化を図っていく。
- ・電話対応の負担軽減を図るため、保護者の理解を得ながら勤務時間外の自動音声メッセージによる対応に引き続き取り組んでいく。
- ・学校における文書処理の負担軽減のため、市教育委員会から学校へ送付する文書において、県等から送付されたものの重要性を市教育委員会で判断した上で、学校に対応を求めることなく市教育委員会で対応するなど、年間10%（前年度比）の文書量の削減に努める。また、令和3年度から一部「経由」による送付を導入しており、今後も文書処理負担の軽減を継続して実施していく。

○市教育委員会が主催する研修及び会議の見直しによる縮減

- ・市教育委員会が主催する研修や会議について、オンライン化を推進し、出張による時間的負担の軽減を図っていく。また、研修内容の見直しを図り、可能な限り回数や時間の縮減・研修形態の変更を図っていく。

○学校への調査等の縮減の推進

- ・学校への調査等においては、必要性を十分検討し縮減に努めるとともに、提出にあたっては可能な限り電子データによる提出等に変更したり、簡易入力フォームを活用したりするなど、調査等の負担軽減を図っていく。
- ・市教育委員会から南部教育事務所へ要請して行う学校訪問については、学校の負担を考慮し、過度な対応を不要とするとともに、資料等のデータ化や簡略化を図り、学校の負担を軽減していく。

○「埼玉県業務改善スタンダード(改定版)」の周知・活用と各学校における取組の推進

- ・埼玉県教育委員会が作成した「埼玉県業務改善スタンダード（改定版）」を各校の管理職に周知し、活用を働きかけていく。
- ・県教育委員会が推奨する10の取組について、各学校の実態に合わせて積極的に取り組むよう、各学校に働きかけていく。
- ・業務改善会議の実施を促し、ボトムアップ型でアイデアを出し、PDCAサイクルにより、よりよい取組へ発展させるよう各学校に働きかけていく。
- ・「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」に係る部活動の地域展開に向けて、拠点校部活動の拡充を図りながら、研究を進めていく。

(2) 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立【重点】

○週休日の振替や休暇等を取りやすい職場環境の整備

- ・週休日の振替や勤務時間の割振り変更を適切に運用していく。
- ・県教育委員会が発行している「市町村立学校職員の休暇等の案内」「育児・介護の支援ガイドブック」を各学校で適切に活用し、制度等の一層の周知を図っていく。
- ・各種休暇等を取得しやすい職場環境づくりを目指していく。特に、出産休暇、育児休業等、出産・育児に伴う休暇等及び介護に伴う休暇等を積極的に周知し、出産・育児や介護と仕事の両立が図れるよう努めていく。

○柔軟な働き方改革の推進

- ・教職員一人一人の「ウェルビーイング」の視点から、各種制度等を活用し各教職員が働きやすい環境を整えていく。
- ・主に、長期休業（夏季・冬季）期間を中心に活用をしていくよう促し、通常業務においても活用していく事例を増やしていく。
- ・出産・育児に関する休暇制度や児童手当、育児休業手当などの給付制度の周知を行うなど、男性職員の育児休業の取得促進を図る。

(3) 教職員の健康を意識した働き方の推進

○教職員の健康管理の推進

- ・教職員の健康維持・増進が、児童生徒の健全な育成につながることを念頭に置き、教職員が主体的に自身の働き方を見直せるよう、意識改革を目指していく。
- ・健康管理の指標となる教職員定期健康診断や人間ドックなどの受診を推進し、その趣旨に沿ったサービスの取扱いを徹底していく。
- ・ＩＣカードによる勤怠管理システムを引き続き活用し、客観的な方法による時間外在校等時間の把握及び集計、個人へのフィードバック等に取り組んでいく。
- ・時間外在校等時間が長時間となっている教職員に対して、管理職による面談を実施し、負担軽減策を講じて在校等時間を縮減できるよう各学校に働きかけていく。

○業務改善推進コーディネーターの育成

- ・業務改善会議を含め、業務改善の取組を実効性のあるものとするために、業務改善推進コーディネーターの育成を図る。

(4) 保護者や地域の理解と連携の促進

○教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進

- ・コミュニティ・スクールの仕組みにより「地域とともにある学校」の具現化を一層推進し、社会総掛かりでの学校教育の実現を目指していく。
- ・欠席連絡の方法、各種便りの配布媒体、保護者等へのアンケート等において、時代に即した手段を検討し、保護者や地域の理解を得ながら推進していく。

○「ふれあいデー」・「学校閉庁日」等の設定の推進

- ・毎月21日を「ふれあいデー」とし、定時退勤、ノー会議、家族・仲間等とのふれあいを推進し、教職員の英気を養う時間を確保するよう、各学校に働きかけていく。併せて、実施の際は、保護者に対して丁寧な説明を行うよう働きかけていく。
- ・「学校閉庁日(学校に日直を置かない日)」を設定し、休暇取得の促進を図っていく。夏季休業中(8月11日～8月16日)、「県民の日」(11月14日)、年末年始休業の前後(12月28日、1月4日)の設定を継続するとともに、今後も教職員の休暇取得増進を図る機会を検討していく。学校閉庁日には、市教育委員会が緊急連絡先となり、緊急対応に支障が出ないように措置する。
- ・学校独自で取り組む定時退勤ウィークや定時退勤やノー会議日等の設定を推進していく。

○北本市立中学校部活動の地域移行(展開)等の推進

- ・北本市部活動ガイドラインを遵守し、顧問教員の負担軽減を図る。
- ・中学校部活動における顧問教員の負担軽減のために、拠点校部活動の拡充や専門的な指導が可能な外部指導者及び部活動指導員の適切な配置及び活用に引き続き努めていく。
- ・「北本市の部活動の在り方に関する方針」や「学校の部活動に係る活動方針」に沿った活動について各学校を指導する中で、拠点校部活動を拡充していきながら、「北本市立中学校部活動地域移行(展開)推進協議会」を核として、北本市の学校部活動の地域展開の実現に向け、生徒及び保護者等へ丁寧な説明を行うよう各学校に働きかけていく。